

令和7年度 児童館・集会所子ども会加配指導員（週5日勤務）募集案内

- 1 職務内容 本市の児童館・集会所における子ども会の指導【宿題等の学習支援・遊びの指導（創作活動・レクレーション等）行事の企画運営等】において、障害のあるお子さん等への特別な支援を中心に、子ども会全体の円滑かつ安全な活動を補助する。※対象は主に小学生ですが、中学生の支援をお願いする場合があります。
- 2 勤務地 高知市立児童館（朝倉・河ノ瀬・一宮・長浜）のいずれか。※異動もありえます。
- 3 募集人数 若干名
- 4 身分 会計年度任用職員（パートタイム）
- 5 勤務条件等
- (1) 雇用期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
（勤務評価に基づき、1年を超えない範囲内で再度の雇用もあり得ます。なお、その際には高知市内にある12の児童館・集会所のいずれかに配置替えをする場合があります。）
- (2) 勤務時間 1日3時間×週5日による週15時間勤務
通常開設日（月～金）…14:30～17:30を標準とする。
土曜日及び学校の長期休業中…9:00～12:00を標準とする。
※学校の下校時刻や行事等の計画により、曜日や勤務時間帯を変更することがあります。
- (3) 休日 日祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
- (4) 休暇制度 年次有給休暇10日（1年目の場合）
その他の休暇として結婚、忌引、出産等の特別休暇（有給・無給）があります。
- (5) 報酬 高知市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づき支給します。
経験年数に応じて号給が加算される場合があります。
※経験年数0年の場合の報酬予定額 月額 約71,000円
- (6) 手当等 命じられた時間外勤務の手当に相当する報酬・通勤手当に相当する費用弁償
- (7) 保険等 公務災害補償（条例）あり
- (8) 服務義務 地方公務員法により次の服務義務が課せられ、違反した場合は、懲戒処分（戒告、減給、停職又は免職）等の対象となります。
・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 ・信用失墜行為の禁止 ・秘密を守る義務
・職務に専念する義務 ・政治的行為の制限 ・争議行為等の禁止
※営利企業への従事（兼業）等は報告が必要となります。
- (9) その他 今回の雇用は、令和7年度の予算が成立することが条件となりますのでご注意ください。
- 6 応募資格 不問 ※ただし、地方公務員法第16条のいずれかに該当する者は、応募できません。
- 7 申込方法 市販の履歴書に写真を貼り付けていただき、高知市たかじょう庁舎4階人権・こども支援に持参してください。また、ハローワークを通じて応募される方は、発行される紹介状も合わせてお持ちください。
【郵送による申込】 電話連絡の上、上記の書類を人権・こども支援課まで郵送してください。

- 8 選考方法 下記の要領にて、随時選考を行います。

選考方法	日時	場所
面接	随時実施 ※15分程度の面接を予定	高知市鷹匠町2丁目1-43 高知市たかじょう庁舎内

※お車でお越しの際には「たかじょう庁舎西駐車場」をご利用ください。

- 9 決定通知 選考の結果については、面接後1週間以内に通知します。
- 10 問合せ先 〒780-0862 高知市鷹匠町2丁目1-43 高知市たかじょう庁舎4階
高知市教育委員会 人権・こども支援課 Tel: 088-855-3701